

協議会  
新規就農定着促進事業助成金交付規則（例）

目次

- 第1章 総則（第1条 第2条）
- 第2章 助成金の交付の申請等（第3条 第9条）
- 第3章 定着促進事業の遂行等（第10条 第20条）
- 第4章 助成金の返還等（第21条 第23条）
- 第5章 雑則（第24条 第25条）

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、新規就農定着促進事業（以下「定着促進事業」という。）の実施に当たり、本協議会の交付する助成金について、交付の手続き等に関し、基本的な事項を規定することにより、助成金に係る交付事務の適正化を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この規定において「助成金」とは、本協議会が本協議会以外のものに対して交付する新規就農定着促進事業実施要綱（平成21年5月29日付け21経営第791号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）第3の2の整備事業による助成金をいう。

2 この規定において、「助成対象者」とは、前項の助成金の交付の対象となる者をいう。

3 この規定において「法令」とは、法律、法律に基づく命令（告示を含む。）、要綱及び新規就農定着促進事業実施要領（平成21年5月29日付け21経営第792号農林水産省経営局長通知。以下「要領」という。）並びに本協議会の規則をいう。

第2章 助成金の交付の申請等

（事業申請）

第3条 定着促進事業による助成を希望する助成対象者は、会長に対し、新規就農定着促進事業の申請書を会長が定める期日までに提出しなければならない。

2 会長は、要綱第3の5の（1）に基づく育成計画の承認を受けた場合には、前項の規定により申請書の提出があった助成対象者に対して、承認に係る当該助成対象者の助成計画の内容を通知するものとする。

（助成金の交付の申請）

第4条 助成金の交付の申請をしようとする助成対象者は、会長に対し、次に掲げる事項を記載した交付申請書をその定める期日までに提出しなければならない。

- （1）申請者の氏名又は名称及び代表者
- （2）定着促進事業の目的及び内容
- （3）定着促進事業に要する経費
- （4）交付を受けようとする助成金の額
- （5）その他会長が必要と認める事項

2 前項の申請書には、会長が必要と認める書類を添付しなければならない。

3 第2項の規定にかかわらず、定着促進事業の目的及び内容により必要がないと認められるときは、第

1 項各号に掲げる事項の一部の記載若しくは前項に掲げる書類の添付を省略することができる。

- 4 助成対象者は、第 1 項による交付申請書を提出するに当たって、当該助成金に係る仕入れに係る消費税額相当額（助成金対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する消費税率を乗じて得た額との合計額に助成率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該助成金にかかる仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

#### （助成金の交付の決定）

- 第 5 条 会長は、前条の規定による助成金の交付の申請があったときは、当該申請書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る助成金の交付が、法令及び予算の定めるところに違反しないかどうか、定着促進事業の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかな等を調査し、助成金を交付すべきものと認めるときは、速やかに助成金の交付の決定をするものとする。
- 2 会長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、助成金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて助成金の交付の決定をすることができる。

#### （助成金の交付の条件）

- 第 6 条 会長は、助成金の交付の決定をする場合において、助成金の交付の目的を達成するため、必要があるときは、次に掲げる事項について条件を附するものとする。
- （ 1 ）定着促進事業の内容の変更（定着促進事業の完了後における成果物の変更を含み、会長の定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、会長の承認を受けるべきこと。
- （ 2 ）定着促進事業を中止し、又は廃止する場合においては、会長の承認を受けるべきこと。
- （ 3 ）定着促進事業が予定の期間内に完了しない場合又は定着促進事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに会長に報告してその指示を受けるべきこと。
- （ 4 ）その他会長が必要と認める事項
- 2 前 2 項に定めるもののほか、会長は、法令及び予算で定める助成金の交付の目的を達成するため必要な条件を附することができる。

#### （決定の通知）

- 第 7 条 会長は、助成金の交付の決定をしたときは、すみやかにその決定の内容及びこれに条件を附した場合にはその条件を当該助成金の交付の申請をした助成対象者に通知するものとする。
- 2 会長は、助成金の交付をしないものと決定したときは、速やかにその旨を交付申請者に通知するものとする。

#### （申請の取下げ）

- 第 8 条 前条第 1 条の規定による通知を受けた者は、当該通知に係る助成金の交付の決定の内容又はこれに附された条件に不服があるときは、当該通知を受理した日から起算して 10 日以内に文書をもって申請の取下げをすることができる。
- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る助成金の交付の決定は、なかったものとみなす。

#### （事情変更による決定の取消し等）

- 第 9 条 会長は、助成金の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じ

たときは、助成金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに附した条件を変更することができる。ただし、定着促進事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 会長が、前項の規定により助成金の交付の決定を取り消すことができる場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 天災地変その他助成金の交付の決定後生じた事情の変更により、定着促進事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(2) 助成対象者が、定着促進事業を遂行するため必要な土地又はその他の手段を使用することができないこと、定着促進事業に要する経費のうち助成金によってまかなわれる部分以外の部分を負担することができないこと、その他の理由により定着促進事業を遂行することができない場合（助成対象者の責めに帰すべき事情による場合を除く。）

3 会長は、第1項の処分をしたときは、速やかにその旨を助成対象者に通知するものとする。

### 第3章 定着促進事業の遂行等

(定着促進事業の遂行)

第10条 助成対象者は、法令の定め並びに助成金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に基づく会長の指示及び命令に従い、善良な管理者の注意をもって定着促進事業を行わなければならない。助成金を他の用途に使用してはならない。

(着工)

第11条 要領第2の2の(2)のアの整備（以下「整備事業」という。）の着工は、原則として第5条の交付の決定に基づき行うものとする。ただし、助成対象者が交付の決定前に着工する場合にあっては、その理由を明記した指令前着工届を会長に提出するものとする。なお、この場合においては、助成対象者は、交付の決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを明らかにした上で行うものとする。

2 助成対象者は、整備事業に着工したときは、速やかにその旨を着工届により、会長に届け出るものとする。

(状況報告及び立入検査)

第12条 会長は、定着促進事業の適正な執行を図るため必要があると認めるときは、助成対象者に対して当該定着促進事業の遂行の状況に関し、報告を求め、又は職員にその事務所、事業現場等に立ち入り、帳簿書類その他物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(定着促進事業の遂行等の指示等)

第13条 会長は、助成対象者が提出する報告書等により、その者の定着促進事業が助成金の交付の決定の内容又はこれに附した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従って当該定着促進事業を遂行すべきことを指示することができる。

2 会長は、助成対象者が前項の指示に従わなかったときは、その者に対し、当該定着促進事業の遂行の一時停止を命ずるものとする。

(定着促進事業の内容の変更等の承認)

第14条 助成金の交付の決定について第6条第1項第1号から第3号までに規定する条件を附された助成対象者は、当該各号の承認を受けようとするときは、変更承認申請書を会長に提出しなければならない。

2 会長は、前項の規定による承認の申請があった場合において、定着促進事業の内容の変更等を承認し

たとき、又は承認しないことを決定したときは、速やかに、それぞれ当該承認の申請をした助成対象者に通知するものとする。

(竣工)

第 15 条 助成対象者は、整備事業が竣工した場合には、速やかにその旨を竣工届により、会長に届け出するものとする。

(実績報告)

第 16 条 助成対象者は、定着促進事業が完了したとき(定着促進事業の廃止の承認を受けたときを含む。)は、定着促進事業の成果を記載した実績報告書に会長の定める書類を添えて会長に提出しなければならない。

2 第 4 条第 4 項のただし書きにより交付の申請をした助成対象者は、第 1 項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該助成金にかかる仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した助成対象者については、その金額が減じた額を上回る額の部分の金額)について、速やかに会長に報告するとともに、会長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(助成金の額の確定)

第 17 条 会長は、前条の規定による実績報告を受けた場合においては、当該実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る定着促進事業の成果が助成金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、当該助成対象者に通知するものとする。

(是正のための措置)

第 18 条 会長は、第 16 条の規定による実績報告を受けた場合において、前条の規定による審査その報告に係る定着促進事業の成果が助成金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合しないと認めるときは、当該定着促進事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該助成対象者に対して命ずることができる。

2 第 17 条の規定は、前項の規定による命令に従って行う定着促進事業について準用する。

(助成金の交付の時期等)

第 19 条 助成金は、第 17 条の規定により確定した額を定着促進事業の終了後に交付するものとする。ただし、定着促進事業の性質上その事業の終了前に交付することが適当と認めるときは、一括又は分割して事前に交付することができる。

(助成金の交付の請求)

第 20 条 第 17 条の規定による通知を受けた助成対象者は、助成金の交付を受けようとするときは、請求書を会長に提出しなければならない。ただし、必要に応じ、第 16 条の規定による実績報告と併せて交付の請求を行うことができるものとする。

2 前項の規定は、前条ただし書きの規定により助成金の交付を受けようとする場合に準用する。

## 第 4 章 助成金の返還等

(助成金の交付の決定の取消し)

第 21 条 会長は、助成対象者が、次のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付の決定の全部

又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
  - (2) 助成金を他の用途に使用したとき。
  - (3) 助成金の交付の決定の内容又はこれに附した条件に違反したとき。
  - (4) その他法令又はこれに基づく会長の処分に違反したとき。
- 2 前項の規定は、定着促進事業について交付すべき助成金の額の確定があった後においても適用があるものとする。
- 3 会長は、第1項の規定による取り消しを行ったときは、速やかにその旨を助成対象者に通知するものとする。

(助成金の返還)

- 第22条 会長は、助成金の交付の決定を取り消した場合において、定着促進事業の当該取消しに係る部分に関し、すでに助成金が交付されているとき、又は助成対象者に交付すべき助成金の額を確定した場合においてすでにその額を超える助成金が交付されているときは、助成対象者に対し、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。
- 2 会長は、第1項の返還の命令に係る助成金の交付の決定の取消しが前条第2項の規定による者である場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、返還の期限を延長し、又は返還の命令の全部又は一部を取り消すことができる。

(加算金及び延滞金)

- 第23条 助成対象者は、第21条第1項の規定により助成金の交付の決定を取り消された場合において、前条の規定により助成金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を本協議会に納付しなければならない。
- 2 助成金が2回以上に分けて交付されている場合における第1項の規定の適用については、返還を命ぜられた額に相当する助成金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとする。
- 3 第1項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、助成対象者の納付した金額が返還を命ぜられた助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた助成金の額に充てられたものとする。
- 4 助成対象者は、助成金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を本協議会に納付しなければならない。
- 5 前項の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、返還を求められた助成金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。
- 6 会長は、第1項及び第4項の場合においては、やむを得ない事情があると認めるときは、助成対象者の申請により加算金及び延滞金の全部又は一部を免除することができる。

## 第5章 雑則

(帳簿及び書類の備付け)

第 24 条 助成対象者は、当該定着促進事業に関する帳簿及び書類を備え、これを整理しておかなければならない。

2 前項の帳簿及び書類は、助成対象者にとっては、当該定着促進事業の完了の日の属する年度の翌年度から整備施設等の処分制限期間まで、保存しなければならない。

(財産の処分の制限)

第 25 条 助成対象者は、定着促進事業により取得し、又は効用の増加した財産で次に掲げるものを、会長の承認を受けずに、助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、助成対象者が第 6 条第 2 項の規定による条件に基づき助成金の全部に相当する金額を本協議会に納付した場合又は農林畜水産行関係補助金等交付規則(昭和 31 年 4 月 30 日農林省令第 18 条)で規定する処分の制限を受ける期間を経過した場合は、この限りでない。

(1) 不動産及びその従物

(2) 取得価格又は効用の増加価格が単価 500 千円以上の機械及び器具

(3) その他会長が除せ金の交付の目的を達成するため特に必要があると認めて定めるもの

2 助成対象者は、財産管理台帳を据え置き、助成金の交付を受けて整備した施設等を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕、改築等を行い、その整備の目的に即して最も効率的な運用を図り、適正な管理運営に努めるものとする。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成 年 月 日から施行する。

(様式)

- 1 新規就農定着促進事業申請書
- 2 新規就農定着促進事業助成金交付申請書
- 3 新規就農定着促進事業に係る指令前着工届
- 4 新規就農定着促進事業に係る着工届
- 5 新規就農定着促進事業助成金変更承認申請書
- 6 新規就農定着促進事業に係る竣工届
- 7 新規就農定着促進事業助成金実績報告書
- 8 新規就農定着促進事業助成金概算払請求書
- 9 仕入れに係る消費税等相当額報告書
- 10 財産管理台帳

(様式第1号)  
(様式第7号)

年 月 日

協議会  
会長 殿

助成対象者氏名 印

申請  
実績報告  
平成21年度新規就農定着促進事業の  
について

平成21年度  
新規就農定着促進事業の助成を受けたいので、下記のとおり申請します。  
新規就農者育成計画に基づく事業について、完了しましたので下記のとおり報告します。  
なお、併せて精算額として金 円の交付を請求します。

記

1 助成対象者

認定就農者  
認定就農者に準ずる者

2 整備事業の内容

(単位:円)

整備内容	事業費 (実績)	負担区分				着工予定年月日 (着工年月日)	完了予定年月日 (完了年月日)	備考
		助成金	融資	自己 資金	その他			
合計								

(注)

1. のいずれかに  を記すこと。
2. 備考欄には融資及びその他の内容を記載すること。
3. 申請と実績報告で金額又は年月日が異なる場合には、実績に係るものを( )で上段に記載する。

[添付書類]

就農計画又は新規就農者営農計画(申請時)

(様式第2号)

新規就農定着促進事業助成金交付申請書

年 月 日

協議会  
会長 殿

助成対象者氏名 印

平成21年度において、下記のとおり事業を実施したいので、協議会新規就農定着促進事業交付規則第4条第1項の規定に基づき、新規就農定着促進事業に係る助成金 円の交付を申請する。

記

2 整備事業の内容

(単位：円)

整備内容	事業費 (実績)	負担区分				着工予定年月日 (着工年月日)	完了予定年月日 (完了年月日)	備考
		助成金	融資	自己 資金	その他			
合計								

(注) 備考欄には融資及びその他の内容を記載すること。



(様式第3号)

年 月 日

協議会  
会長

殿

助成対象者氏名 印

新規就農定着促進事業に係る指令前着工届の提出について

平成21年度新規就農者育成計画に基づく事業について、下記条件を了承の上、指令前に着工したいので、次のとおり指令前着工届を提出する。

記

- 1 助成金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、自らが負担する。
- 2 助成金交付決定を受けた助成金額が交付申請額または交付申請予定額に達しない場合においても異議がない。
- 3 当該事業については、着工から助成金交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わない。

整備内容	事業費 (円)	着工予定 年月日	竣工予定 年月日	指令前着工の理由

(様式第4号)

年 月 日

協議会  
会長 殿

助成対象者氏名 印

新規就農定着促進事業に係る着工届の提出について

平成21年度新規就農者育成計画に基づく事業について、下記のとおり着工しましたので届け出ます。

記

整備内容 (機械・施設名等)	
事業費(円)	
着工住所	
契約年月日	
竣工予定年月日	

注：建設工事を伴う場合は、工程表等を添付すること。

(様式第5号)

新規就農定着促進事業変更承認申請書

年 月 日

協議会  
会長 殿

助成対象者氏名 印

平成 月 日付け 号をもって交付決定のあった事業について、下記のとおり変更したいので、協議会新規就農定着促進事業助成金交付規則第6条第1項の規定に基づき申請する。

記

1 変更理由

2 整備事業の内容

(単位：円)

整備内容	事業費 (実績)	負担区分				着工予定年月日 (着工年月日)	完了予定年月日 (完了年月日)	備考
		助成金	融資	自己 資金	その他			

(注)

1. 備考欄には融資及びその他の内容を記載すること。

2. 変更前の内容を( )で上段に記載する。

3. 助成金の額が増額する場合は、件名の「新規就農定着促進事業変更承認申請書」を「新規就農定着促進事業助成金の変更及び追加交付申請書」とし、本文中の「下記のとおり変更したいので、協議会新規就農定着促進事業助成金交付規則第6条第1項の規定に基づき申請する。」を「下記の通り変更したいので、協議会新規就農定着促進事業助成金交付規則により、助成金 円を追加交付されたく申請する。」とすること。

(様式第6号)

年 月 日

協議会  
会長 殿

助成対象者氏名 印

新規就農定着促進事業に係る竣工届の提出について

新規就農者営農計画に基づく事業について、下記のとおり工事が完了しましたので届け出ます。

記

整備内容(機械・施設等名)	
事業費(円)	
契約住所	
契約年月日	
竣工年月日	
関係法令検査年月日	
法	
竣工検査年月日(または予定年月日)	
引き渡し年月日(または予定日)	

注：必要に応じ、請負人等からの完了届の写しを添付すること。

(様式第8号)

新規就農定着促進事業助成金概算払請求書

年 月 日

協議会  
会長 殿

助成対象者氏名 印

平成 年 月 日付け 号をもって交付決定のあった事業について、下記により、助成金 円  
を概算払により交付されたく請求します。

記

整備 内容	助成金	既受領額		今回請求額		残額		整備事業完 了予定年月 日	備考
		金額	出来高	金額	出来高	金額	出来高		
		円	%	円	%	円	%		

(様式第9号)

仕入れに係る消費税等相当額報告書

年 月 日

協議会  
会長 殿

助成対象者氏名 印

平成 年 月 日付け 号をもって交付決定のあった事業について、  
進事業助成金交付規則第16条第3項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

協議会新規就農定着促

記

1	平成 年 月 日付け 号による額の確定通知額	金	円
2	助成金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額	金	円
3	消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税相当額	金	円
4	助成金返還相当額(3-2)	金	円

(注)参考となる資料を添付すること。

(様式第10号)

財産管理台帳

助成対象者名 \_\_\_\_\_

事業実施年度		事業名											
事業の内容			事業期間		経費の区分			処分制限期間		処分の状況		適用	
施設・機械名	型式	設置場所	着工 年月日	完了 年月日	事業費	負担区分			耐用 年数	処分制限 年月日	承認 年月日		処分の 内容
						助成金	融資額	その他					

- (注) 1 処分制限年月日欄は、処分制限の終期を記入すること。  
2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付、担保提供別に記入すること。  
3 備考欄には、譲渡先、貸付先、抵当権の設定権者の名称又は助成金の返還額を記入すること。  
4 この様式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の様式をもって代えることができる。  
5 本台帳は、処分制限期間(処分した施設・機械については承認年月日)を経過するまでは保存管理すること。